

国民年金の加入手続きをされた方へ

1. 国民年金保険料は、月額17,920円（令和8年度）です。

- ・ 1か月ほどで納付書が日本年金機構からご自宅に郵送されます。
- ・ 納付期限までに、銀行や郵便局等の金融機関、コンビニエンスストア、電子納付（Pay-easy）、スマートフォンアプリなどで納付してください。
- ・ 急いで納付したい場合や、前納（まとめて前払い）したい場合は、保険年金課や藤沢年金事務所へご相談ください。

付加保険料について

- ・ 定額保険料に付加保険料（月額 400 円）を上乗せして納付すると、将来の老齢基礎年金に、年額で 200 円×納付月数分の金額が加算されて年金が受け取れます。
- ・ お申込みをした月から加算されます。さかのぼってのお申込みはできません。
- ・ 国民年金基金に加入中の方はお申込みできません。また、iDeCo に加入中、あるいは加入予定の方は、iDeCo の掛金の限度額に影響するので、お申込み先の金融機関へお問い合わせください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからの電子申請もできます。

2. 保険料の納付には口座振替やクレジットカード納付が便利です。

- ・ 口座振替やクレジットカード納付の申込用紙は、保険年金課や各支所、藤沢年金事務所にあります。日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。
- ・ 口座振替の手続きは、申込用紙に必要事項を記入し、年金事務所、金融機関または郵便局へ提出してください。（預金通帳と届出印、年金手帳または基礎年金番号通知書を持参）。
- ・ 日本年金機構から引き落とし開始月の通知がありますので、それまでの月分は納付書で納付してください。

※口座振替は、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインして、オンラインでのお申込みも可能です。

（一部対応できない金融機関あり、詳細は日本年金機構のホームページを参照）

3. 国民年金保険料の前納（まとめて前払い）がお得です。

保険料を前納（まとめて前払い）することで、割引を受けることができます。

（令和8年度）

納付方法	1 か月	6か月前納		1 年前納		2 年前納	
		前納額	割引額	前納額	割引額	前納額	割引額
現金納付	17,920 円	106,650 円	870 円	211,220 円	3,820 円	418,510 円	16,010 円
口座振替	17,920 円	106,300 円	1,220 円	210,530 円	4,510 円	417,150 円	17,370 円
クレジットカード納付	17,920 円	106,650 円	870 円	211,220 円	3,820 円	418,510 円	16,010 円

- 口座振替には「早割」（当月分の保険料を当月末に引落とすことで 60 円割引）もあります。
- 年度の途中（現金納付は任意の月、口座振替・クレジットカード納付は申込月の翌月以降の振替（立替）開始月）から当年度末または翌年度末までの保険料をまとめて前納することもできます。
月数に応じて割引額は増減します。
- 口座振替・クレジットカード納付の2年前納は「2年前納」と、翌年度の4月からの「2年前納（4月開始）」のいずれかを選択できます。「2年前納（4月開始）」をご希望の場合は、2月末までにお申込みが必要です。ご希望の場合は、保険年金課や藤沢年金事務所です手続き可能です。

4. 保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度があります。

所得の減少や失業で保険料の納付が困難なときは、保険料の納付が免除される制度があります。

次の①～③のいずれの場合も原則、毎年申請が必要です。

		前年所得の審査対象者	年金受給資格期間に	老齢基礎年金受給額の計算に
①	免除（全額・一部）	本人・配偶者・世帯主	含まれる	含まれる（一部免除は納付した場合）
②	納付猶予	本人・配偶者	含まれる	含まれない
③	学生納付特例	本人	含まれる	含まれない

- ・ いずれの場合も該当月から10年以内であれば納付（追納）が可能です。（経過年数に応じて加算額が上乗せされます。）
- ・ 失業の場合は、雇用保険の「離職票」や「受給資格者証」などの書類、または電子データが必要です。
- ・ 学生納付特例の申請には学生証の写し、または在学証明書（原本）が必要です。

申請は、保険年金課や藤沢年金事務所で受け付けています。手続きに必要なもの等についてはお問い合わせください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからの電子申請もできます。

5. 産前産後期間・育児期間の免除制度

国民年金第1号被保険者の方は、届出することで産前産後期間・育児期間の保険料の納付が免除され、その免除期間は保険料を納付したものととして将来の受給額に反映されます。すでに納付や免除手続きをしている場合でも届出することで、納付済みの保険料は充当または還付されます。所得要件はありません。外国籍の方も対象です。

＜産前産後期間免除＞

出産日が平成31年2月以降の方が対象で、出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでもできます。免除期間は、出産(予定)日が属する月の前月から4か月間が対象です。多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間です。母子健康手帳など、出産(予定)日が分かるものをご持参ください。

＜育児期間免除＞

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する実父母・養父母が対象です。免除期間は、子が1歳の誕生日の前月までです。子との親子関係が継続し、かつ、子と同一住所であることが要件です。

なお、産前産後期間免除の適用を受ける実母は、要件を満たしている場合、自動で延長されます。また、養育しなくなった場合は、終了届の提出が必要です。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからの電子申請もできます。

6. その他の手続き

- 海外に転出するとき・・・国民年金の脱退、または任意加入の手続きが必要です。保険年金課、各支所（脱退のみ）、年金事務所で手続きをしてください。
- 海外から転入するとき・・・国民年金の加入、または任意加入からの切り替えが必要です。
- 会社に勤めて厚生年金へ加入するとき、または配偶者の扶養に入る（国民年金第3号被保険者になる）とき・・・会社等が手続きをします。
- 高齢任意加入について・・・受給額を増やしたい場合（満期に達している方を除く）や受給資格期間が足りない場合は、60歳以降も任意で加入することができます。60歳の誕生日の前日以降に手続きができます。詳しくは、保険年金課、または藤沢年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先・・・鎌倉市 保険年金課 年金担当（1階9番窓口）
年金事務所連絡先・・・日本年金機構 藤沢年金事務所
日本年金機構ホームページ・・・<https://www.nenkin.go.jp/>

電話 0467-61-3963
電話 0466-50-1151